

令和5年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議 議事録

日 時 令和5年(2023年)8月29日(火) 18:30~19:40

場 所 北海道庁 本庁舎地下1階 危機管理センターB (Zoom)

出席者

構成機関 北海道精神神経科診療所協会 長谷川理事、北海道看護協会 川渕常務理事、北海道臨床心理士会 奥委員、北海道精神保健福祉士協会 栗内精神保健福祉士、北海道作業療法士会 宮田作業療法士、北海道ソーシャルワーカー協会 上原会長、北海道精神保健協会 及川事務局長、北海道立精神保健福祉センター 岡崎所長、札幌こころのセンター 鎌田所長、依存症治療拠点機関(旭山病院) 橋本医師、北海道産業保健総合支援センター 青木副所長、北海道労働保健管理協会 國澤産業保健部長、日本集団精神療学会 田辺理事長、北海道教育委員会 高野課長補佐、カトレア会(家族会)、青十字サマリヤ会 齋籐施設長、北海道遊技事業協同組合 佐々木専務理事、北海道農政部競馬事業室 内海主幹、北海道立消費生活センター 田原主幹、日本司法支援センター(法テラス札幌) 上野事務局長、札幌司法書士会 泉委員、北海道児童青年精神保健学会 黒川医師、北海道労働局 鈴木地方障害者雇用担当官

事務局 石橋障がい者支援担当局長、河谷精神医療担当課長、儀同主任技師、柏木課長補佐、土田主査(相談支援)、土田主事

- 議 題
- 1 「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」の設置要綱の改正について
 - 2 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に係る取組状況の進捗について
 - (1) 北海道庁の取組について
 - (2) 関係機関の取組について
 - 3 その他

議 事

事務局 河谷精神医 療担当課長	定刻となりましたので、只今から「令和5年度第1回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」を開催します。冒頭の進行を務めさせていただきます、道庁保健福祉部障がい者保健福祉課で、精神医療担当課長をしております、河谷と申します。どうぞよろしくお願いたします。初めに、開催にあたりまして、障がい者支援担当局長の石橋からご挨拶を申し上げます。
石橋障がい 者支援担当 局長	障がい者支援担当局長の石橋でございます。推進会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 各構成機関の皆様方には、何かとお忙しい中、本会議にご出席いただき、厚く

御礼申し上げますとともに、日頃からギャンブル等依存症対策を始め、本道の精神保健医療福祉行政に多大なご協力をいただいていることに対しまして、この場をお借りしまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、本道におきましては、令和2年に策定いたしました、「第1期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づきまして、各般の対策に取り組んでまいりましたが、昨年度には皆様の御協力を得まして、これまでの施策の進捗状況や国の基本計画の変更をふまえて、引き続き、本道の実情に即した取組を推進するため、この3月に第2期の推進計画を策定したところでございます。

本日の推進会議では、第2期推進計画に基づく本年度の取組状況についてご報告をいただきまして、それぞれの取組の共有、また、ご協議をいただきますとともに、今年度の取組の事務局案などについてご説明いたしますので、忌憚のないご意見、ご議論をいただければと考えております。

最後となりますが、今後とも、皆様方と連携しながら、効果的なギャンブル等依存症対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をいただくことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、開催のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

事務局
河谷精神医
療担当課長

ありがとうございます。石橋局長ですが、業務の都合により、ここで退席とさせていただきます。それでは議事を進めさせていただきたいのですが、事務局からのお詫びとして、Zoomで参加されている皆様にお伝えしたいのですが、道庁のネットワークシステムが非常に不安定になっておりまして、接続が途中で切れるといったこともあろうかと思っております。皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒、ご容赦いただければと思います。

本日、会場には10機関の方にお越しいただいております。また14機関の方が、Zoomでの参加となっております。欠席の機関につきましては、お配りしている名簿にございます。また、北海道大学大学院精神医学教室につきましては、名簿では出席となっておりますが、業務の都合により急遽欠席となりましたので、お伝えいたします。会場にお越しいただいている皆様には、修正した出席者名簿をお配りしています。

お配りしている資料の確認をさせていただきたいと思っております。次第の下に書いておりますが、まず次第、出席者名簿、配席図、意見様式、資料1から資料5となっております。また参考資料1もございます。確認をお願いいたします。

本日の終了予定時間ですが、概ね20時を目処と考えております。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いします。これからの進行につきましては、推進会議設置要綱の第5条によりまして、日本集団精神療学会理事長の田辺先生にお願いします。よろしく申し上げます。

田辺座長 はい。座長を担当しております、田辺でございます。昨年度は部会の活動で、ギャンブル等依存症対策に係る協議、検討を行いました。そして令和5年3月に、第2期の推進計画が策定されました。本日は策定した計画に沿って、それぞれの取組状況をご報告いただき、共有してまいりたいと思います。進行は、次第に沿って進めたいと思います。まず初めに、議題の1「北海道ギャンブル等依存症対策推進会議」設置要綱の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。障がい者保健福祉課の土田と申します。いつもお世話になっております。土田主査 私から、ご報告させていただきます。まず資料は、1-1から1-2になります。改正箇所は2箇所ございまして、一つが団体名の変更で、札幌地方遊技事業協同組合から、北海道遊技事業協同組合に変更になったこと、もう一つが今年度から、新たに北海道労働保健管理協会が当会議に参画していただくこととなったことで、その2点について変更しておりますので、ご確認をお願いします。改正については以上となります。

田辺座長 只今の変更、改正の部分は、構成機関の追加が主でございました。これについて何か質問はございますか。それではよろしいでしょうか。次に進みましょう。議題の2、令和5年度北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の取組状況について、(1)北海道庁の取組について、事務局からお願いします。

事務局 当課の取組についてご説明いたします。資料3の、一番最後に記載しております土田主査 のが、当課の取組となります。記載している取組については、資料5で説明させていただきますので、ご覧ください。

まず一枚目のスライドに資料4が載っているんですけども、これは昨年度の、保健所及び精神保健福祉センターでの、依存症に係る相談対応状況を取りまとめた表になります。資料4はA3で、別紙でもお配りしているんですけども、これは参考までに付けていて、これをグラフにまとめたものが次からのスライドになっておりますので、そちらで説明させていただきます。

次のスライドですけども、これは令和2年度と4年度の相談数を比較したものです。保健所はコロナの影響と思われそうですが、全体的に相談数が減っておりますが、ギャンブルについては相談数が増えていることが見えました。また、精保センターの相談数は全体的に、特に手段として電話が増えておりまして、ギャンブルの相談は約2倍となっております。

次のスライドですけども、相談内容になります。保健所で対応している依存症の多くはアルコールで、次いでギャンブル、薬物という順番で、相談対応をされてい

ました。一方、精保センターでは薬物に関する相談が一番多く、次にギャンブルと
いうような結果でした。ただ、精保センターでは薬物で捕まった方のコホート調査
というのがあり、定期的に精保センターから電話をして調査する取組だというこ
とで、その数も計上していることから、薬物に関する相談が一番多くなっている
ということです。それから、性別、年代別では、どの年代においても男性からの相談
が多く、年代は中年期以降が多かったです。

次のスライドは相談転帰ということで、各地域の保健所は継続相談になっている
割合が高かったのですが、精保センターは、終了または関係機関紹介といった転帰
をとることが多い特徴がありました。また、各保健所での訪問支援の状況ですが、
中年期以降のアルコール依存症の男性への支援が多く、ギャンブルの対象者へ訪問
指導を実施している数は、全道的にもほぼなかったという状況です。

次のスライドは、道内各地域の協議会の設置状況になります。昨年度末で、全道
で12箇所、協議会を設置済みです。計画では、二次医療圏ごとに1箇所設置を目
標としておりますが、まだ設置されていない二次医療圏があります。今後も各圏域
の保健所等への声かけや、必要な協力などをしながら、各地域で協議できる体制整
備について、取り組んでまいりたいと考えております。

次のスライドは、今年度の当課の、全体の取組スケジュールとなっております。
推進会議、部会はそれぞれ2回を予定しております。その他、今年度は依存症に係
る症例集作成と、普及啓発セミナーについて予定しておりますので、それぞれにつ
いて説明させていただきます。

次のスライド、こちらはオンラインによるギャンブル等依存症症例集の作成につ
いてです。第2期計画で、オンラインによるギャンブル等依存症症例集の作成とい
うことを予定しております、今年度完成を目指して、取組を進めている最中です。
今年度中には、作成したものを皆様にお示しできる予定となっております。

次のスライド、こちらは依存症の普及啓発セミナーの予定ですけれども、例年同
様にギャンブル及びアルコール依存症研修を実施予定です。オンデマンド配信とし
て、対象者は広く一般住民としておりますが、第2期計画でも、若者への普及啓発
の重要性が記載されていることから、そういった若い世代も気軽に見られるよう、
申込みを不要とするなど、工夫しながら取り組みたいと考えております。

次のスライド、こちらはギャンブルの自主組織の状況をマップに落とししたもので
す。今後、各地域で活用できるよう、保健所等に周知していく予定です。自主組織
については今後も定期的に保健所などを通して地域の状況を把握し、必要な人がつ
ながることができるように、その情報を周知していこうと考えているのと、各地域
で保健所中心に、組織への必要な支援は何かというのを、検討していく必要がある
かと考えております。

次のスライド、こちらは、ギャンブル依存症の治療が可能な医療機関の状況です。

どこの地域でも適切な医療を受けることができるよう、旭山病院、治療拠点病院のお力も借りながら、対応医療機関の増加に向けた取組が必要と考えております。以上で、当課の取組についての報告を終わります。

田辺座長 はい。只今事務局の報告がありましたけども、これについて何か質問はございますか。一つ、今日はカトレア会さんが来てますけども（自主組織の状況マップについて）、カトレア会さんは、ギャマノンそのものではないので、“家族（ギャマノン）”ではないですね。

事務局
土田主査 そうですね。はい、分かりました。

田辺座長 カトレア会は、センターの家族会ということでもないんですよね。そこだけちょっと。

事務局
土田主査 はい、修正します。

田辺座長 他にご質問、ご意見ありますか。ちょっと、資料が小さくて見にくいところがあったけども。またご質問があれば、後でいただくことも可能ですので、では、次に進みます。議題の2、北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に係る取組状況について、それぞれの構成機関からのご報告をお願いしたいと思います。なお、団体は多数ございますので、要点を中心として、ご報告いただければと思います。また、それぞれの報告の質疑については、途中で一度、いくつかの団体をまとめて行いたいと思っております。それでは、各構成機関から報告をお願いしたいと思います。それではまず、北海道精神神経科診療所協会様、お願いいたします。

北海道精神
神経科診療
所協会 北海道精神神経科診療所協会の長谷川です。ギャンブルに関しては資料3にありますとおり、ギャンブルに特化したプログラムを持っている診療所は3件ありますが、その他のクリニックにおいても、ギャンブルの問題がある患者さんを発見した場合は、自助グループに繋げるなどの努力をしています。特化したプログラムがあるクリニックにおいては、院内にミーティングを持っていたり、心理教育を行っていたり、その他の行動療法を行っているなど工夫して、医師だけではなくコメディカルも相談に乗っているという取組をしています。いつも同じなんですけど、日常の診療の取組は、ギャンブルに対する取組に繋がっているという

ことを伝えたかったです。以上です。

田辺座長 はい。それでは引き続き、次の団体からの報告を受けたいと思います。北海道看護協会様。

北海道看護協会 はい。常務理事の川渕と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。当会では、看護職に対して特別にギャンブルということに関しての研修等は、今のところ行ってはおりませんが、こういう対策推進会議等で提出されている、チラシだったりポスターだったり、あるいは、講演会や研修会については、ホームページでの会員への周知、それから道民への周知、あとは、館内でポスター、それからチラシ等を置くということについてはできておりますので、今後も同じような形でやっていきたいと考えております。私からは以上です。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは、北海道臨床心理士会様。

北海道臨床心理士会 北海道臨床心理士会、代理で出席しております、奥と申します。よろしくお願ひいたします。当会では、リーフレットをホームページ等で、会員に対して情報提供を行って、会員や会員の勤務する施設や、利用者の皆さんへの啓発を図っております。あとは当会の医療保健領域委員会で、学習会を Web 会議システムを用いて開催しようと考えております。また、当会会員がギャンブル等依存症の方を支援する医療機関等において、当事者の方にどのように関わっているか現状を把握するために、アンケート調査を実施する予定になっております。以上です。

田辺座長 はい。取組報告ありがとうございます。それでは、北海道精神保健福祉士協会様。

北海道精神保健福祉士協会 はい。精神保健福祉士協会、案内です。よろしくお願ひいたします。精神保健福祉士協会は、それぞれの会員がですね、特に依存症を中心として担っている医療機関で勤務している精神保健福祉士については、ギャンブルの相談対応も行っているんですが、いかんせんやっぱり数が、それほど目立って集約できる状態にないものですから、精神保健福祉士協会会員全体の、興味関心は残念ながらまだ十分でないところがあります。その中で、別の会になりますが、例えばアルネットですとか、そういったところで開催されているギャンブルの研修会、そういったものの情報共有をしたりですとか、関わっているワーカーの情報を少しずつ吸い上げながら、またこの推進会議の動きや、計画について機関誌などで情報提供して、何か一つでも、二つでも、ということで、アクションを起こすべく、事務

局に働きかけているといったところです。以上です。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは、北海道作業療法士会様。

北海道作業療法士会 はい。作業療法士会で、代理で出席している宮田といたします。よろしくお願ひします。作業療法士会では、全国調査をしていて、全国では45の医療機関で作業療法士の取組があることが分かっているんですけども、北海道はまだ目立った取組が見えてこないというか、集団で関わることが多いので、その中にギャンブル依存症の方がいらっしゃることはあるみたいなんですけども、作業療法士がそこに特化した働きかけを十分にはできていないというのが実態でした。北海道内の調査を今年度中に行う方針としていて、実際にどの程度、誰に関われているのか、実際にOT（作業療法士）としてどんな関わりが専門的に行えそうなのかというところを、調査しようと考えています。なので、北海道内の依存症の実態把握ということ今年度中にして、それからレベル上げというところを、次のステップにしようと思っています。会員に対して、研修会の情報は常に流して、道内の作業療法士の方も結構、ギャンブル関連の研修会に参加をしてくれているので、興味関心自体はあるんじゃないかと認識しております。また実態調査が終わったら、ご報告させていただければと思います。よろしくお願ひします。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは、北海道ソーシャルワーカー協会様。

北海道ソーシャルワーカー協会 北海道ソーシャルワーカー協会の上原といたします。よろしくお願ひいたします。本協会は幅広い会員がいますので、どれほどギャンブルの支援をしているかというのが、なかなか把握できてはいないんですけども、特に北海道庁の方から頂いております、研修の案内ですとか、ギャンブルの広報、案内とかですね、そういったものを会員に渡すという活動をしています。また引き続き、同じような活動にはなりますけども、継続して行っていきたいと思っております。以上です。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは、北海道立精神保健福祉センター様。

北海道立精神保健福祉センター 北海道立精神保健福祉センターの岡崎でございます。資料3の1ページ目の、下から2つ目の箱のところをご覧ください。当センターは全道の中心となる相談拠点として、令和2年4月から位置づけられております。ギャンブル依存症だけ

ではなく、アルコール健康障害と、薬物依存症も合わせた依存症対策連携会議が令和2年度から設置されておりまして、昨年度は1回会議を開催しております。今年度も開催予定です。相談につきましては、当事者及び家族からの相談、精神科医師の診察を随時行っているほか、月に2度、当事者グループ活動も当センターの事業として行っております。電話相談も随時受け付けております。それから依存症研修についても、ギャンブル等依存症についての講義を盛り込んで、今年度も開催予定です。あと昨年度から加わった事業として、全道の（札幌市以外の）保健所を介して、オンライン相談事業を月1回、年間で12回（資料3では月12回と記載されているが訂正）。それから依存症研修の中で、SAT-G ライト研修（認知行動療法研修）を昨年度実施しまして、今年度も予定をしております。以上です。

田辺座長

はい、ありがとうございます。札幌こころのセンター様、お願いします。

札幌こころのセンター

札幌こころのセンター鎌田です。よろしくお願いします。札幌こころのセンターの取組は、資料3の一番下に書いてあるとおりですけども、市内の依存症患者や家族等の支援に、関係機関や団体等が参加する、「依存症総合対策地域支援連携会議」を、令和元年から毎年開催しております。札幌市精神保健福祉センター内に、札幌市依存症相談窓口を設置しておりまして、令和2年1月から、専用電話、面接により、本人、家族、関係者からの依存症に関する相談を実施しております。これはアルコール、薬物、ギャンブル、全ての依存症の相談拠点ですけども、令和4年度は種別でいうと、ギャンブルが最も多く、電話相談が147件でした。面接相談に至ったものについては、ギャンブルが14件ありました。ギャンブル等依存症につきましては、ギャンブル等依存症回復のしおりを活用した、市民への周知や啓発も行っております。これにつきましては、ホームページにも掲載しています。札幌市依存症治療拠点機関に委託して、地域における依存症患者等の支援を担う人材を養成するための「札幌市依存症地域支援者向け研修」を開催しておりますけど、これは主にアルコールが中心です。依存症の理解促進及び専門医療機関や自助グループに繋ぐための家族セミナーを令和2年度から行っておりまして、令和2年度は1回でしたが、令和3年度は3回、令和4年度も3回ありまして、中身としては、3回中1回がギャンブルをテーマにした家族セミナーとなっています。今年度もギャンブルをテーマとした家族セミナーを行う予定です。最後に、家族が依存症について正しく理解し、本人との適切なコミュニケーション方法を身につけることを目的とした「家族向けプログラム」を始めています。本当は令和4年度から始めるつもりでテキストを作ったんですけども、対象がなかなか見つからなくて、今年から始まっています。本当はグループでやる予

定だったんですけども、今は何家族か、個別にプログラムをやっています。6回シリーズでテキストを使うもので、これはSAT-Gなどを参考にして作ったもので、これを用いて家族向けのプログラムを行っております。以上です。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは、依存症治療拠点機関、旭山病院の橋本先生、お願いします。

依存症治療拠点機関 はい、お願いします。旭山病院の橋本です。拠点機関としましては、各種の研修会を開催しております、例えば依存症の人に入ってもらってやることとか、去年は研修会に集団精神療法の実践の内容を取り入れたりして、同じようなこと、マンネリにならないように工夫しております。それから病院としては、入院外来治療を行って、集団力動を利用したグループケア、AGG等を行い、また自助グループとの繋がり等も行っております。来年度もそれを継続しながら、また家族会の検討も行っていきます。以上です。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、北海道産業保健総合支援センター様。

北海道産業保健総合支援センター 北海道産業保健総合支援センター、青木です。当センターは、基本的には働く人のためということで、事業主を中心とした組織を支援するということになっております。当センターの取組といたしましては、ホームページやメルマガでの周知を始め、産業保健関係者への研修会を今年度は実施したいと考えております。そういったところの取組、できればギャングブルのみならず、依存症として広い研修ができるかなと考えているところです。以上です。

田辺座長 はい、ありがとうございます。今日参加された機関の、約半数にご報告いただきました。全部やると、聞きたいことも混乱してしまうかもしれませんので、今の時点で、発表された機関に対して、質問やご確認がありましたらお願いします。どうでしょうか。では私から一つ、北海道立精神保健福祉センターの、月1回、年12回のオンライン相談事業について、どんな感じでやられているのか、教えていただけますか。

北海道立精神保健福祉センター はい。以前よりテレビ電話相談というものを、いくつかの保健所を対象に行っていたんですけども、昨年度からは、依存症については道立の保健所、あるいは札幌市を除いた3つの市の保健所で、保健所のみでの対応が難しい場合、当センターの医師が相談に応じるというものでございます。昨年度の実績は、残念な

からギャンブル等依存症の事例はなかったです。今年度も、私の記憶の限りではギャンブルはないんですが、ちょっとずれますが処方薬、市販薬依存の方であるとか、今年度はその月によって1件あったりなかったり、というところがございます。また、今年度はアルコール、ギャンブル、薬物に限らず、アディクション相談という名前に変えまして、性的な問題行動であるとか、摂食障害であるとか、その他アディクションに当たるようなものまで範囲を広げているものがございます。以上です。

田辺座長 これはそうすると、保健所を介してどの地域でも、ということなんですか。

北海道立精神保健福祉センター はい。札幌市を除く道内どの地域でも、保健所にお越しいただいて、保健所と当センターを、Zoomではなくて北海道のテレビ会議システムである DOWKAI（ドウカイ）を活用して、遠隔相談を行っています。

田辺座長 分かりました。依存症の相談は、地域の保健所を利用すれば、難しい相談は精神保健福祉センターに繋げて、助言をセンターの方からすると、そういうことですね

北海道立精神保健福祉センター はい、おっしゃるとおりです。

田辺座長 ちょっとまだ実績が少ないようですが、周知されていくと変わるかもしれませんね。

北海道立精神保健福祉センター 周知されると良いな、と思っております。

田辺座長 まだ知られていないみたいですので、こういう会議で、そういうものがあるということで、周知いただければと思います。

北海道立精神保健福祉センター はい、周知に努めます。

田辺座長 他の団体の発表で、何かありますか。

カトレア会 家族会の者なんですけれども、札幌こころのセンターの（資料3の）一番下に書いてある、「家族向けプログラム」これは実際にされているのでしょうか。

札幌こころのセンター はい。既に、正確な数はちょっと分からないんですけども、2家族か3家族はやっております。

カトレア会 定期的に、ということですか。

札幌こころのセンター 6回シリーズで行うこととしていて、まだ完全に終了している人はいないかもしれないですけど、やっているはずですよ。

カトレア会 そうですか。家族会に来ている方で、その自助グループによって、合う、合わないというのがあるんですね。それで、紹介してもいいのかと。

札幌こころのセンター 紹介してもらって全然構わないです。ちょっと、ギャンブルの家族だったかどうか、記憶がはっきりしていないんですけど、アルコールの家族の人はいたと思います。

田辺座長 今のところ、先ほどのご報告だと、数はそんなにいっぱいには来ないということで、一家族に対して担当者がつくと。

札幌こころのセンター 担当者が、相談に来た家族に対して、「こういうプログラムがあるんだけどやらない？」ということ伝えて、始めている家族が、2ケースか3ケースはあるはずですよ。それが関係している依存症治療機関に（話が）回って、「こういうのをやっているんです。もし良かったら紹介ください」という宣伝を最近はしているので、プログラムにご興味がある方がいたら是非。

カトレア会 それは6回というふうに決まっているんですか。

札幌こころのセンター そうです。これは6回シリーズです。こんな中身です、というチラシはあるので、後で渡します。

田辺座長 札幌こころのセンターの、新しい家族支援のプログラムということですね。他に何かご質問、それぞれございましたらお願いします。…拠点病院の方は、依存

	症の家族会のようなものは、やっているのでしょうか。
依存症治療 拠点機関	病院として今やっているのは、統合失調症と、あとアルコール依存症の CRAFT（クラフト）を使った家族会をやっていたと思います。ただ、ギャンブル依存症に特化したものはないので…
田辺座長	ギャンブル依存症に特化した家族会はやっていない。依存症全体としての家族会？
依存症治療 拠点機関	今はアルコールだけです。これからギャンブルの方もできたらと。
田辺座長	はい、分かりました。他にはご質問、ご意見ございませんか。新しい試みも少しずつ出てきていますが、まだ立ち上げた段階とか、これからという報告がありました。最後にまた、皆さんからの質問、ご意見求めますが、後半の報告を受けていきたいと思っています。それでは、北海道労働保健管理協会様。
北海道労働 保健管理協 会	今年より構成機関となりました、北海道労働保健管理協会の國澤でございます。よろしくお願いいたします。当協会としましては、北海道の方で予定しております、ギャンブル依存症の知識向上のための普及啓発セミナーの開催を周知していきたいと思っております。また、このセミナーですけれども、スタッフの受講の推進をしていきたいということと、あとスタッフ間で、道とか札幌市の相談窓口ですとか、家族セミナーの取組ですとか、専門医療機関との情報共有もしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。
田辺座長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、北海道教育庁学校教育局健康・体育課様。
北海道教育 庁	北海道教育委員会の高野と申します。よろしくお願いいたします。北海道教育委員会ではこれまで、高校の管理職会議や教員研修などの機会を活用し、道や道教委が作成した資料等を掲示するなどして、ギャンブル等依存症の正しい知識や理解等について啓発してまいりました。今年度につきましては、令和5年度依存症普及啓発セミナーを道の方でオンデマンド配信により計画されているということですので、道内高校の保健の授業で活用できるよう、道内の高校に対し、道教委からも周知をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは、青十字サマリヤ会様、お願いします。

青十字サマリヤ会 はい、お世話になっております。青十字サマリヤ会の齋藤です。サマリヤ館は、依存症の方の社会復帰と回復の施設です。ギャンブルの方はここ1～2年、入館されている方はいっしょになかったんですが、最近になってかなり相談件数も増えてきて、関係医療機関からの紹介で、見学、体験等して、入館したいという方が今、何名かいらっしゃいます。総合支援法の2年間の枠はありますが、その2年間の中で、本人の回復支援をしていますけども、その他に、今日もあったんですが、心理の大学院生の見学もあって、そういう大学等の関わりの中で、若い、将来コメディカルで働く方々に、依存症のことを知っていただくという働きもしています。それと、本人及び家族相談ということで、ギャンブルで多いのはホームページからの相談メールで、利用されている方はアルコールよりも遥かに多い傾向にあると思います。うちで入館されていた方が苦しくなって、どこにも連絡ができなくなって、メールで助けを求めてきたということもありました。それから、ずっとコロナでセミナーを開けなかったのですが、今年は少しやっついこうかという話も出ています。それと、以前はギャンブルの当事者のスタッフがいたんですが、現状ではアルコールの当事者のスタッフしかなくて、入館の際のお話の中では、ギャンブル依存の当事者スタッフがないということを伝えながら、そういう状況の中でも、回復のプログラムを通して、回復していただきたいという話もしております。できれば当事者のスタッフがいると良いなと思いつながら、活動を進めています。以上です。

田辺座長 はい、ありがとうございます。引き続きまして、北海道遊技事業協同組合様、お願いします。

北海道遊技事業協同組合 北海道遊技事業協同組合の佐々木でございます。今回のこの会議に、資料を提出させていただいたとおり、私どものパチンコ事業につきましては、この依存問題というのは非常に重要な事項ということで、全国的に「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」等を定めまして、お配りしたような、各種の施策を実施しているところでございます。現在特に力を入れておりますのは、お手元にお配りしました、自己申告・家族申告プログラムの利用ということでございます。これについては、依存問題を抱えていると思われるお客様から、自ら申告をしていただいて、4つのプログラム、一日の遊戯金額、一ヶ月の来店回数、一日の遊戯時間、入店規制。それともう一つが、お客様の家族からの申告に基づく入店制限、これらのプログラムについて、お客様に対しお声かけ等をさせていただいている

状況でございます。このプログラムにつきましては、各店でいろいろ、システムを導入しているところと、していないところがあります。8月1日現在、営業店舗は359店舗ございますが、その中でいずれかのプログラムを実施している店舗につきましては、79.1%ということで、半分以上のお店がいずれかのシステムを運用しているという形で、依存問題に対して、我々も取り組んでいるというところが、現在の状況でございます。以上でございます。

田辺座長 ありがとうございます。それでは、北海道農政部競馬事業室様、お願いします。

北海道農政部競馬事業室 北海道農政部競馬事業室の内海でございます。よろしく願いいたします。競馬事業室の取組でございますが、平成30年に作成しました、地方競馬依存症相談窓口対応マニュアルに基づきまして、引き続き、農政部競馬事業室及び、競馬開催の運営を委託しております、北海道軽種馬振興公社に依存症相談窓口を設置して、対応しております。依存症の予防のため、勝馬投票券の適度な購入について啓発するポスターを掲示しております。ホームページでは、「競馬をお楽しみいただくために（のめり込みに不安のある方へ）」としまして、競馬場への入場制限などの案内を発信してございます。場内モニターには、注意喚起のテロップ表示を行っております。以上でございます。

田辺座長 はい、ありがとうございます。またご質問ありましたら、最後にまとめて受けたいと思いますので、次に進みます。北海道立消費生活センター様、お願いします。

北海道立消費生活センター 北海道立消費生活センターの田原と申します。私どもは、契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け付けておりまして、年間、昨年度は8,607件の相談を受けています。そのうち、多重債務に関する相談が約40件程度になっていて、多重債務の相談のうち、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる相談が、年間約2、3件程度となっておりますので、数としては多くはありませんけれども、多重債務の相談を受けた場合は、法律相談の窓口などを紹介しておりまして、ギャンブル等依存症に関連する相談の場合は、こちら（資料3）に記載されているようなマニュアルを活用しながら、北海道の場合は、道立精神保健福祉センターさんですとか、札幌こころのセンターさんのような相談機関をご案内するという対応を行っております。以上になります。

田辺座長 はい、ありがとうございます。それでは、日本司法支援センター様、お願いし

ます。

日本司法支援センター

はい。日本司法支援センター、法テラス札幌の上野と申します。当センターでは、一定の資力基準、具体的には、生活保護の方であるとか、生活保護と同等の生活水準にある方、こうした方に無料の法律相談を行いまして、あと必要に応じて、弁護士費用、あるいは司法書士費用の立て替えを行っております。問合せ内容に応じて、法制度に関する情報ですとか、適切な相談機関、団体に関する情報を無料で提供するといった、情報提供業務も行っております。この弁護士費用、あるいは司法書士費用の立て替え制度、これは法テラス札幌だと、年間で4,500～5,000件ぐらいあるんですけども、ざっくり言いまして、その半分程度は、自己破産を中心とした債務整理問題事案となっております。引き続き、こうした制度を提供させていただきまして、ギャンブル等依存症の方々への支援、取組を進めてまいりたいと思っております。以上です。

田辺座長

はい、ありがとうございます。それでは、札幌司法書士会様、お願いします。

札幌司法書士会

はい。札幌司法書士会の泉です。よろしくお願いたします。札幌司法書士会におきましては、多重債務の相談の中での、ギャンブル依存症問題につきまして、資料3にもありますとおり、従来から取り組んでいるところではあります。他に、会としまして、債務整理に潜むギャンブル依存症の症例の発見への取組としまして、位置づけておりますのは、例えば再来月、10月21日（土）に予定しております、炊き出し法律相談会。これはホームレスの方などの生活困窮者を対象にした、生活保護の申請支援や、居住中のアパート内でのトラブル、また、金銭、お酒を飲んでのトラブルなどの相談を受けているものであります。またここでは、他の団体さん、例えば勤医協さんや、民医連さんなどとの連携を模索するきっかけとしています。また、他の都府県の司法書士会さんの中で、実際に具体的症例に対応している司法書士会さんがありますので、そちらの研修会にも参加をし始めたところです。以上です。

田辺座長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、北海道児童青年精神保健学会様、お願いします。

北海道児童青年精神保健学会

北海道児童青年精神保健学会は、保護者や他の家族のギャンブルによって、子どもに心理的障がいが発生するということを啓発しています。その啓発活動では、単独、あるいは共催の講演会は、この北海道ギャンブル等依存症対策推進計

画が始まってからは、休止状態です。子どもの虐待防止協会その他関連するところから、この問題に関して、事例をあげて啓発あるいは説明してほしいという依頼があった場合に、シンポジウム等出席する形で、啓発活動を行っています。

また、これは一般的な啓発活動ですが、各診療機関において、知的障がいや自閉症スペクトラムの人達が、特別支援学校を卒業する頃、卒業後の注意事項の一つとして、ギャンブル問題というのがあるということを説明して、これに関して親子で十分注意していかなければ、取り返しのつかない泥沼にはまるということを、説明、啓発をしています。この二つが、現在行っているギャンブル等依存症対策に関する学会の取組です。以上です。

田辺座長

ありがとうございました。それでは引き続き、北海道労働局様。

北海道労働局

北海道労働局の鈴木でございます。よろしく申し上げます。北海道労働局では、傘下機関がハローワークとなりますので、就労の相談、紹介が主な業務となってくるんですけども、実際、今現在、ギャンブル依存症の方に特化した取組を行っているということは、正直ございません。そういったこともあって、数字的なものも、集計しているわけではありません。ギャンブル依存症ということになりますと、区分けでいうと、精神障がいという分類になるということで、中規模以上のハローワークにおいては、専門的な障がい者の方に対する窓口を設置しているわけなんですけど、ただ、オープン・クローズとって、自分のそういった状態、症状を出して、それに基づいて希望をするかしないかというところで、ご本人からそのお話がなければ、実際には通常の方と同じ取扱いということになります。ギャンブル依存症の方の相談件数は、正直あまり出てきてはいないところでして、通常の相談の中で、自分がギャンブル依存症であるということで、支援を希望したい、ということがなければ、障がい者の方に対する各種支援や、そういったことも説明は行っておりませんので、そのあたりは、ご本人の希望に沿った形での対応になっているのかな、というところが現状でございます。以上です。

田辺座長

はい、ありがとうございました。今日、(資料3で)報告が上げられていたのはこれまでの機関ですが、それ以外に参加されている、北海道精神保健協会様、カトリア会様の方から、何かございませんか。…精神保健協会は、私が今代表となっていますので、自ら答えなくてはいけないんですが、依存症については、今年北見の精神保健大会で、アルコール依存症の、元 TOKIO の山口さんが講演するという取組がありますけども、精神保健協会として、ギャンブル依存症の大きなテーマで、特別な事業を行ったことはまだありません。私もまだ会長になったばかりですから、まだこれからという段階です。それから、カトリア会様の方から

	は、何かありますか。
カトレア会	多重債務（についての相談）って、その程度の数字なのかしら、と思ってびっくりしました。依存症の人は皆、多重債務になっているので、あ、こんなに少ないのか、と思いました。
田辺座長	相談に行っていないからですよ。そういった公的な機関に。
カトレア会	はい。もっともっと多いと思います。
田辺座長	はい。それでは相互に、後半に発表していただいた機関に対する、ご質問や確認したい点があれば、お願いします。
依存症治療 拠点機関	はい。旭山病院の橋本です。法テラス様に教えていただきたく、細かいことなんですけれども、診療場面において、依存症の人の借金問題があったら、法テラスは初回無料だよ、と紹介していたんですけども、一定の資力基準を満たさない方は、無料相談は受けられないということでしょうか。
日本司法支 援センター	そうですね、一応、そういう規定になってしまっているのですが、もし基準を超える方がいらっしゃった場合は、弁護士会さんですとか、司法書士会さんの相談センターを案内しているというところですよ。
依存症治療 拠点機関	ありがとうございます。
田辺座長	それは、年収などが基準になるんですか。
日本司法支 援センター	そうですね、基本的には手取りの月収ベースを基準としていまして、単純に考えて、ボーナスとかがある方であれば、年収ベースを12で割って、月あたりに直して、他に家族人数など、基準の細かさはあるんですけども、基準を満たしているかどうかを判断すると。そういう形になっています。
田辺座長	生活保護費の支給額と同じぐらいなど、基準はあるんですか。
日本司法支 援センター	具体的には、例えば一人暮らしの方であれば、月の手取り収入が18万2,000円を下回るか否か、二人暮らしでしたら、20万ちょっとですとか、少しずつ段階を

追って、基準が定まっているところです。

田辺座長

はい、ありがとうございます。皆様のご報告を聞いていると、皆さん少しずつ取り組んでいるんだけど、まだそれぞれの取組が十分に活用されていないのと、お互いに今のように、まだ分かっていない部分があるので、連携もまだ十分でないというような、そんな状況のようにお聞きしています。他の参加機関から、ご質問やご確認ありましたら、お願いします。…農政部の競馬事業室は相談窓口を作っているみたいですけど、実際の相談件数は、そんなに多くなさそうに勝手に思っているんですが、どうなのでしょう。

北海道農政
部競馬事業
室

今年の件数でいきますと、2件ございました。もう1件、3件目の相談があったところです。

田辺座長

なるほど。やっぱり圧倒的に病院の相談に比べると、まだまだですね。2件とか3件だったら、専門医療機関なら、一週間ぐらいの件数ですよ。他には、ご質問とかありませんでしょうか。

新たに加わった相談支援機関で、北海道の依存症対策事業、セミナーの開催などの情報を、その機関やその団体の会員にシェアするというようなことが、始まっているというようにお聞きしましたが、そういうところで、その団体や、窓口のスタッフでも結構ですから、1回に1名でも2名でも、そういった依存症の研修、オンラインでもよろしいですし、最近は対面での研修も復活していますけども、依存症研修を利用して、ギャンブル等依存症に対する知識のある担当者を、少しずつ増やしていただきたいなという印象を持ちました。

他に、ご質問やご意見、ありますでしょうか。事務局からは、追加で何かありますか。特にないようでしたら、用意しました議題は以上となります。各機関の報告を中心に今日の議事は組まれておりますので、私が担当する部分はこれにて終了となりますが、よろしいでしょうか。それでは事務局様、進行をお願いします。

事務局
河谷精神医
療担当課長

はい。田辺座長、議事進行ありがとうございました。そして会場にお集まりの皆様、Zoomでのご参加をいただいた皆様、長時間に渡りまして、大変お疲れ様でございます。本日の会議では、各構成機関の皆様の取組状況、そして北海道の令和5年度の取組のスケジュールですとか、新たな取組として、オンラインによるギャンブル等依存症の症例集作成といった内容について、ご紹介させていただきました。本日の会議につきまして、ご意見などございましたら、意見様式をお

配りしておりますので、9月5日（火）までに事務局まで頂戴できればと考えております。次回の推進会議ですが、令和6年1月に推進部会を、そして2月に推進会議を開催したいと考えております。その際には症例集等、皆様にお示しできればと思います。よろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、本日の推進会議を閉会いたします。お疲れ様でございました。